

第4回糸満市総合教育会議

平成28年9月29日（木）17時30分

5-d会議室

次 第

1 開 会

2 協議事項 糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針案について

3 報告事項

4 閉 会

- 【資料】
- ① 糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針案（本紙 資料1）
 - ② 地域説明会参加者数、パブリックコメント件数
（本紙 資料2）
 - ③ 地域説明会関係資料（別添資料1）
 - ④ パブリックコメント関係資料（別添資料2）

糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
うえ はら あきら 上 原 昭	市 長	
あだにや こうゆう 安谷屋 幸勇	教 育 長	
く ぼ た さとる 久 保 田 暁	教 育 委 員	
よし かわ とも あき 吉 川 朝 昭	教 育 委 員	
かみむら いつこ 神 村 逸子	教 育 委 員	
たま しろ り え 玉 城 利 恵	教 育 委 員	

糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針（案）

1. 糸満市の現状と課題及び計画における基本的な考え方

糸満市においては、3歳児からの幼児教育の提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策、老朽化した公立施設の整備、保育教諭等の人材確保、小学校への円滑な就学、小規模保育事業所卒園児の連携先確保等の長年の課題を解消するため、平成25年に糸満市子ども子育て会議を設置し、その抜本的対策としての糸満市子ども子育て支援事業計画を策定しました。

国においては、小学校就学前の教育や保育のガイドラインであった保育・教育要領等^{*1}を大綱化し、拘束力、制約力の強い告示に改定しました。この告示化により、これまで公立幼稚園・保育所が担って来た環境を通して行う教育及び保育が一般化されたこととなります。

本市では、良質かつ適切な教育及び保育を提供しつつ、このような諸課題を抜本的に解消するために、市立幼稚園と保育所を整理統合し、より基準の高い『幼保連携型認定こども園』へ移行することを計画していますが、すべての課題を公立施設のみで解消することは困難な状況です。

そこで、市は、直営を6施設に集約し、幼保連携型認定こども園の標準モデルとして教育・保育計画を示し、私立を含めた保育・教育要領等の研修を行うとともに、地域内の小学校と教育・保育施設による保幼小連携事業を実施し、就学前教育・保育環境の充実を図ります。

一方で、大綱化された幼保連携型教育・保育要領を創意工夫し、特色ある保育を提供し利用者の選択に伝えていくことも重要であることから、施設、設備の整備及び保育教諭等の人材確保を含め迅速な対応が可能な民間活力を活用し、教育・保育の場を拡大することにより、平成30年度までにこれらの諸課題を解決できるよう努めてまいります。

^{*1}保育・教育要領等 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

2. 認定こども園とは

(1) 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

① 現在の幼稚園のような利用が可能・・・5歳児だけではなく3歳児から利用が可能
4時間程度の「教育」を受けられます。（市立は8：30～14：00の間）

② 現在の保育所のような利用が可能・・・共働き等で保育を要する子が対象

11時間の開園時間中（市立は7：30～18：30）、保育の必要量に応じて保育を受けられるとともに、3歳以上の子については①の子と一緒に4時間程度の教育を受けられます。

③ 認定こども園に通っていない子と保護者も利用が可能

認定こども園に通っていない子が保護者と一緒に、集団保育や給食を体験することができます。また、子育てに関する相談もできます。

(2) 保護者の就労状況に変更が生じた場合でも、継続して利用できます。

(原則として、待機児童がない場合)

(3) 保育認定子どもの延長保育・土曜保育を実施します。

(4) 4月1日から受け入れ、保育認定子どもについては夏休み等の保育も行います。

(5) 給食等を実施します。



※文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室が作成した資料より一部抜粋

3 認定こども園の管理・運営方法

(1) 民設民営型認定こども園

社会福祉法人等が施設を建設し管理・運営を行う認定こども園

(2) 公設民営型（施設貸与・譲渡方式）認定こども園

社会福祉法人等と市の間で協定を締結し、当該法人が市の施設を借用等し管理・運営を行う認定こども園

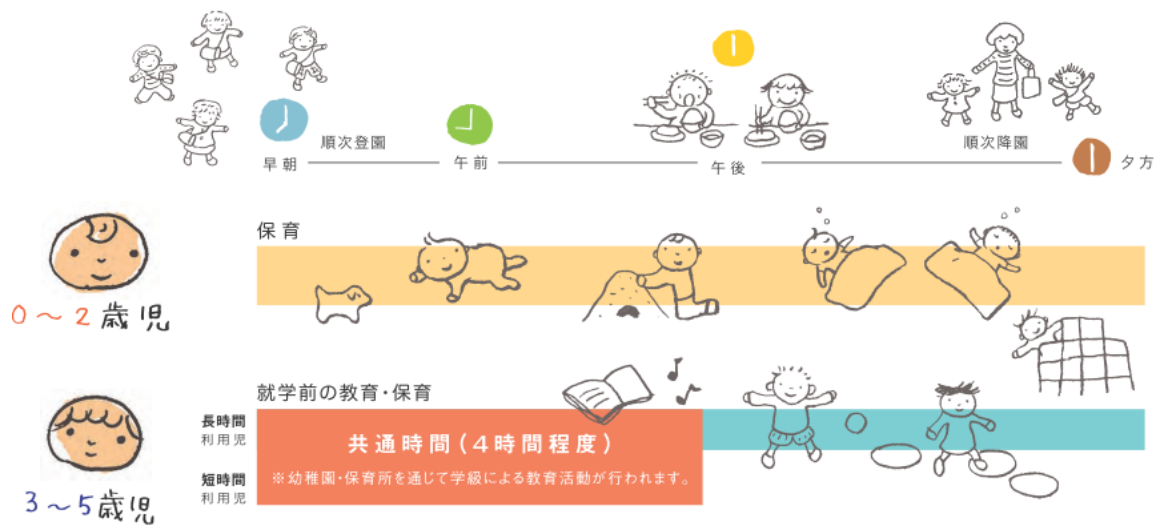
(3) 公設公営型認定こども園

これまでの幼稚園同様、市が直接、管理・運営を行う認定こども園

※(1)(2)について、市は新たに認定こども園の運営を行う事業者を公募し、選定します。

※(2)の協定では、市と法人の間で教育・保育・子育て支援の内容等について定めま

4 認定こども園の1日



5 保育料

幼稚園・保育所と同じように、世帯の課税状況等に応じ、保育料が設定されます。

1号認定	幼稚園保育料と同額
2号認定	保育所保育料と同額
3号認定	保育所保育料と同額

6 市立幼稚園・市立認定こども園・保育所の比較

	市立幼稚園	市立認定こども園	市立保育所 認可保育園
受け入れる子ども	4歳～5歳 (1号認定) ※園によって異なる	0歳～5歳 (1号・2号・3号認定) ※園によって異なる	0歳～5歳 (2号・3号認定) ※一部園で0～4歳児
入園(所)開始	4月9日	4月1日	4月1日
土曜保育	1号認定：なし ※一部園で一時保育あり	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
夏休み等保育	1号認定：なし ※一部園で預かり保育あり	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
開園(所)時間	預かり実施園以外 8：15～14：00 預かり実施園 8：15～18：30	7：30～18：30	市立保育所 7：30～18：30 民間保育所 概ね7：00～18：00 ※園によって異なる
利用時間	1号認定：8：15～14：00 ※一部預かり保育18：30	1号認定：8：30～14：00の間 2号認定：7：30～18：30の間 3号認定：7：30～18：30の間	市立保育所 7：30～18：30の間 民間保育所 概ね7：00～18：00の間 ※園によって異なる
延長保育	1号認定：なし	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
給食	週3回 給食又はケータリング ※園によって異なる	毎日 給食又はケータリング ※園によって異なる	毎日 全園給食
月々の保育料	課税状況等に応じ段階的に設定 1号認定：0～13,000円 ※預かり保育料 8月以外：5,000円/月 8月：10,000円	課税状況等に応じ段階的に設定 1号認定：0～13,000円 2号認定：0～35,600円 3号認定：0～78,000円	課税状況等に応じ段階的に設定 2号認定：0～35,600円 3号認定：0～78,000円

<参考>

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上(3・4・5歳)	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上(3・4・5歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満(0・1・2歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

7. 今後の計画

●平成28年度に認定こども園へ移行した市立幼稚園・保育所

真壁幼稚園・真壁保育所 ⇒ 真壁こども園
喜屋武幼稚園・喜屋武保育所 ⇒ 喜屋武こども園

●平成29年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

なし

●平成29年度閉園予定の市立幼稚園・保育所

高嶺幼稚園（民間活力による施設の有効活用）



●平成30年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

市立認定こども園 0～5歳児：1園） 兼城幼稚園・座波保育所
3～5歳児：3園） 糸満南幼稚園、西崎幼稚園、潮平幼稚園

民間認定こども園 0～5歳児：1園） 糸満幼稚園・糸満保育所
3～5歳児：1園） 光洋幼稚園

●平成31年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

民間認定こども園 0～5歳児：1園） 米須幼稚園・米須保育所

※管理・運営については6園を市立の認定こども園とし、3園を民間の認定こども園、1園を閉園としています

※民間公募の不調などによっては、認定こども園移行計画に変更が生じる可能性があります。

◎地域説明会 参加者数

高嶺地区	35名	
糸満地区	57名	
兼城地区	39名	
西崎地区	58名	
潮平地区	68名	
三和地区	21名	合計278名

◎パブリックコメント 件数

募集期間	平成28年9月2日(金)～9月23日(金)	21日間
文書	2件	
メール	0件	